

**お知らせ**

**臨時福祉給付金申請忘れずに**

臨時福祉給付金の対象と思われる人へ7月下旬に申請書を送付しました。申請期限は1月29日(金)まで。支給要件に該当する人は、期限までに申請してください。

☎臨時福祉給付金専用ダイヤル  
027-898-1192

**加入企業は補助申請を**

中小企業退職金共済制度に加入した企業へ補助金を交付。該当する企業へは1月下旬に通知します。

対象Ⅱ平成26年2月～昨年12月に中小企業退職金共済制度に新規・追加契約した市内企業  
☎2月1日(月)～12日(金)に市役所産業政策課(☎027-898-6985)へ直接

**高齢年金の源泉徴収票を送付**

高齢年金を受けている人に、日本年金機構から公的年金などの源泉徴収票を送付します。年金の他に収入があるなどの理由で確定申告をする場合は、この

源泉徴収票の添付が必要です。1月31日(日)までに届かない場合や紛失した場合は、前橋年金事務所で再発行の手続きをしてください。なお、障害年金と遺族年金は、非課税のため、源泉徴収票の送付はありません。

**旧前東商高の施設を貸し出し**

旧前東商高の体育館や軽スポーツ室、グラウンドなどの4月以降の利用調整会議を行います。なお、大会で施設を利用する人は、1月27日(水)までに宮城体育館(☎027-283-8735)へ事前に連絡してください。

日時Ⅱ2月2日(火)午後7時30分  
会場Ⅱ大胡地区農村環境改善センター

対象Ⅱ市内に在住・在勤・在学する人が過半数を占める10人以上の団体  
☎当日会場へ直接

**市有地を売り払います**

市有地を一般競争入札と公募で売り払いを行います。参加するには事前申し込みが必要です。詳しくは「売払いのご案内」を

**催し**

**前橋文学館**

☎027-235-8011

☐特別企画展・第23回萩原朔太郎賞受賞者展覧会「川田純音」  
期日Ⅱ2月6日(土)～3月21日(月)  
費用Ⅱ300円(高校生以下・2月6日は無料)  
内容Ⅱ詩作とオブジェなどを展示  
**赤城少年自然の家**  
☎027-287-8227

☐ビギナーズスキー教室  
期日Ⅱ2月13日(土)～14日(日)(泊2日)  
対象Ⅱ小学生、先着24人  
費用Ⅱ7,200円

☐スノーシューハイキング  
期日Ⅱ①2月5日(金)②7日(日)③11日(木)④12日(金)

**大河ドラマ館が無料に**

昨年1月10日から県庁昭和庁舎内に開館したぐま花燃ゆ大河ドラマ館は、1月31日(日)で閉館します。1年間の感謝の気持ちを込めて、1月18日(月)から31日まで入館料が無料になります。

開館時間＝午前9時～午後5時(入場は午後4時30分まで)

☎文化国際課☎027-898-6992



ご覧ください。

入札日Ⅱ2月12日(金)  
会場Ⅱ市役所11階南会議室  
案内の配布Ⅱ市役所資産経営課・区画整理課、各支所・市民サービスセンターなどで。本市ホームページからダウンロードもできます

☎2月5日(金)までに「売払いのご案内」に記載の各課へ直接  
☎資産経営課☎027-898-6657

**緑化相談所の利用を受け付け**

植物などの展示ができる敷島公園ばら園緑化相談所の来年度分の利用申請を受け付けます。なお、利用希望日が重なった場合は調整を行い、調整以降に空きがある場合は、3月7日(月)から順次受け付けを行います。面積Ⅱ約103平方メートル(半面使用可)

使用時間・料金Ⅱ午前9時～正午Ⅱ1,080円(正午～午後5時)Ⅱ1,510円(午前9時～午後5時)Ⅱ2,590円(半面使用の場合は半額、販売や入場料などの料金を徴収する場合は料金加算あり)  
申込書の配布Ⅱ公園管理事務所

**寄付**

☐前橋市地区赤十字有功会  
Ⅱ図書551冊を市内小学校へ

☐晃喜事業Ⅱ保育所庭用砂

3立方メートルを富士見保育所へ

☐料友会Ⅱ8,553円

☐ハンドクラフトラベンダーの会Ⅱ7,120円

○：以上2件は生涯学習のために

☐県建設業協会前橋支部Ⅱ10万円を社会福祉のために

かばら園管理事務所。本市ホームページからダウンロードもできます

☎2月15日(月)までにばら園管理事務所(☎027-232-2891)へ直接

**使用期限は今月末まで**

例えばプレミアム付商品券の使用期限は1月31日(日)まで。期限を過ぎると使用できません。現金への払い戻しもできませんので、注意してください。  
☎にぎわい商業課☎027-210-2273

**消費者の知恵**

**火災保険での住宅修理**

**事例**「強風や大雪などで住宅が壊れた箇所はありませんか」と電話がありました。2年前の大雪で雨どいが傷んでいる事を話すと、「火災保険で修理ができます。こちらで保険会社への申請も代行します」と説明されました。市役所の部署のような名称を名乗っていましたが、信用できるのでしようか。

**回答** 市役所からの電話ではありません。火災保険では、自然災害による住宅の損害が補償の対象になる場合があります。その点に着目した業者からの電話です。目的は住宅修理工事契約を結ぶこと。工事内容がずさんだったり、保険金が下りなかったりするなどのトラブルが起きている可能性があります。

自然災害で住宅が損害を受けたら、自分で損害保険会社に連絡し、保険金支払いの対象になるか、申請はどのようにするのか、などを確認しましょう。また、工事を依頼する際は、複数の業者から見積もりを取りましょう。

問い合わせは  
消費生活センター  
☎027-230-1755